

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律 ( 抜 粋 )

( 基本理念 )

第三条

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質が確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

## 公共工事の品質の確保の促進に関する施策を総合的に 推進するための基本的な方針について

(平成17年8月26日閣議決定)より抜粋

第2第4項 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価にあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要性である。このため、国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。

第2第3項(4) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるように予定価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査にあたり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。